

# 北星学園大学 情報公表ポリシー

2025年3月5日

## 1. 目的

大学における教育研究活動等の状況については、学校教育法において公表が義務化され、同施行規則により各大学が公表すべき教育情報が具体的に規定されており、その積極的な情報公表が求められている。その際、前提となる情報の正確な把握、適切な保存及び管理については、大学の内部統制においても必要不可欠な観点である。

また、大学が社会への説明責任を果たしていくためには、大学運営全般にわたって透明性を確保し、積極的な情報公表に努めていくことが重要である。

このことから北星学園大学は、ここに情報公表に関する基本方針を定め、大学情報のより積極的な公表を推進する。

## 2. 基本方針

- (1) 北星学園大学は、情報公表の充実をガバナンス・コード及び中長期計画に掲げ、社会や地域、ひいてはステークホルダーに対する説明責任を重視した「社会に開かれた大学」を目指します。そのため、教育・研究、組織・運営、人事及び財務など大学の諸活動全般に関する情報を社会に対し積極的に公表します。
- (2) 情報の公表は、本学ホームページ、その他刊行物への掲載など広く周知を図ることができる方法により行います。